

令和5年度補正予算

GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト

事業の目的

地域の関係者で組織する輸出推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応したグローバルに通用する持続的な生産への転換や流通体系の転換に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル構築を支援

事業実施者（間接補助事業者）

- ① 都道府県
- ② 都道府県、市町村、農林漁業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者、輸出事業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、金融機関等により構成された協議会

※1 国が公募の上選定する補助事業者（民間団体等）が、間接補助事業者の公募を行います。

※2 みどりの食料システム法に基づく特定区域における取組については、事業採択時に優遇します。

予算額

952,000千円（間接補助事業者の事業費分）

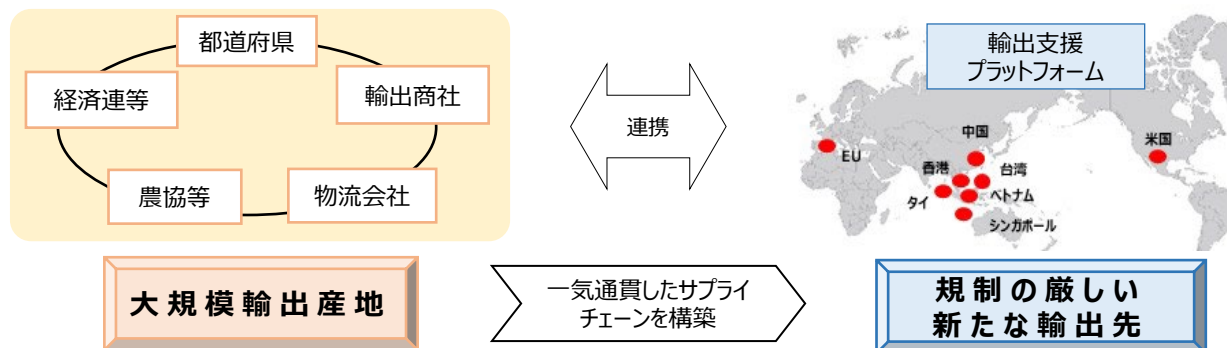
補助率・補助上限額

補助率：定額
補助上限額：なし

事業内容

1. 地域の関係者による輸出に取り組む推進体制の組織化

産地から現地販売まで一気通貫したサプライチェーンを確立するため、輸出産地・事業者、都道府県、J A 系統、輸出商社、物流業者等の地域の関係業者が参画する輸出推進体制の組織化や輸出支援プラットフォーム等との連携に係る取組を支援



2. 生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築

1の推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応するため、生産・流通体系の転換を行いながら農林水産物・食品を安定的に供給する大規模輸出産地を育成し、国内生産基盤の維持・強化を図るモデル的な取組を支援

海外の規制・ニーズに対応した生産方法の転換

<プロジェクトの取組内容>

- ・ 遊休農地等の活用による輸出向け生産の拡大
- ・ 産地リレーや地域内生産者との連携による輸出向けロットの確保
- ・ 海外でのニーズや付加価値が高い有機農産物等の生産・輸出の拡大

<具体的な支援内容の例>

- ・ 遊休農地の土壌入れ替えの役務費や園地化に必要な機械の賃借料等を支援
- ・ 有機栽培に転換するために必要な種子や有機質肥料、生産資材等の経費を支援
- ・ 防除体系見直しのマニュアル作成や生産者への指導を行う専門家への謝金等を支援



集荷から船積みまでの方法の転換

<プロジェクトの取組内容>

- ・ 鮮度確保のためコールドチェーンを確保した産地直送型集荷体制の確立
- ・ 輸送コスト軽減や大ロット輸出のための混載を前提とした集荷から船積みまでの流通体系の構築 等

<具体的な支援内容の例>

- ・ 効率的な集荷ルートや導入する鮮度保持技術を検証するための調査費用を支援
- ・ コールドチェーンの確保のためのセンサーやICタグ等資機材の使用経費を支援
- ・ 地元港湾から輸出するため、自県産品の集荷・混載に要する経費を支援



補助対象経費		
費目	細目	内容
備品費	—	事業を実施するために直接必要な試験、検証及び調査に係る備品の購入に要する経費。ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。
賃金等	—	事業を実施するため直接必要な業務を目的として、間接補助事業者が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費（装飾費含む）
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費
	借上料	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、ライセンス、農業機械・施設（リースも可）、ほ場等の借上経費
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷製本に要する経費
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の購入に要する経費
	資機材費	事業を実施するために直接必要な検証ほ場の設置、検証や管理等に係る資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。）
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な短期間の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品、USB メモリ等の低廉な記録媒体、実証試験等に用いる低廉な器具、本事業のために設置した協議会の公印作成費等
	ほ場管理費	ほ場管理に必要な経費
	情報発信費	国内外での情報発信を実施するための経費（調査費、商品の改良費、プロモーション費、研修費、商品代、出展料、保険料、食材等購入費、輸送・保管費（荷積み、通関等に必要経費含む）、広報費（システム開発費、広告費、ポスター、パンフレット、映像等）等） ※ 海外でプロモーション等を行う場合は、輸出支援プラットフォーム等と連携し、真に安定的・継続的な販路開拓に資するものであって、販路開拓効果の分析が可能な取組が対象
	研修等参加費	事業を実施するために直接必要な研修等の参加に要する経費
	輸送・保管費	国内で事業を実施するために直接必要な資機材や物品の輸送、保管、荷積み、通関等に要する経費
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導、商流構築等を行うための旅費として、依頼した専門家や海外から訪れる検査官、海外バイヤー等に支払う経費
	調査等旅費	事業を実施するために直接必要なプロジェクト参加者等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費
謝金	—	事業を実施するために直接必要なプロジェクト参加者等が行う資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼
委託費	—	本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費
役務費	—	事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、研修、デザイン等を専ら行う経費
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料
	租税公課	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費
転換等助成費	—	生産者が転換先品目や栽培法を導入するために新たに必要となる種子・種苗、農薬及び肥料、生産資材等の経費（本事業による生産の転換が実施された後、事業実施期間において未収益となる期間に要する経費の一部も支援）

（注）生産方法の転換や集荷・船積み方法の転換といった輸出産地形成のための転換を実施しない取組、海外でのプロモーション等の販路開拓に要する国庫補助金額が、上限額（国庫補助金合計の20％又は2,000万円のいずれか低い額）を超える取組は、本事業の支援の対象とならない。

事業のスケジュール（予定）

2023年11月	国→補助事業者	
12月	補助事業者の公募	※農水省、地方農政局 等に対応 事業内容の説明 応募に関する事前相談
	補助事業者の審査	
2024年1月	補助事業者の採択	
	事業実施計画の承認 補助金の交付決定 事業実施規程の承認	補助事業者→間接補助事業者
2月		間接補助事業者の公募
3月		間接補助事業者の審査
		間接補助事業者の採択
4月		事業実施計画の承認 補助金の交付決定
5月		事業者の実施 (2025年3月上旬まで)

(注) 翌年度への予算繰越が認められた場合を想定したスケジュール

問い合わせ先

農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課 輸出産地形成室
TEL：03-6744-7172 担当：二瓶、林